

福岡県建築物エネルギー消費性能適合性判定等に関する実施要綱

第一章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）に基づき、福岡県知事（以下「知事」という。）が行う法第12条に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定、法第19条に基づく建築物の建築に関する届出、法第34条に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定、及び法第41条に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、法に定めのあるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- 一 省エネ性能 法第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能をいう。
- 二 省エネ基準 法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。
- 三 適合性判定 法第12条第1項及び第2項並びに法第13条第2項及び第3項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定をいう。
- 四 省エネ計画 法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。
- 五 認定基準 法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。
- 六 誘導基準 法第35条第1項第1号から第3号までに規定する基準をいう。
- 七 審査機関 法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関、及び住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。

第二章 適合性判定

(適合性判定申請)

第3条 法第12条第1項の規定により適合性判定の申請をしようとする者は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号、以下「施行規則」という。）第1条第1項に基づき、申請書の正本及び副本各1通に必要な図書を添えて知事に提出するものとする。

2 法第12条第2項の規定により変更後の省エネ計画について適合性判定の申請をしようとする者は、施行規則第2条第1項に基づき、申請書の正本及び副本各1通に必要な図書を添えて知事に提出するものとする。

- 3 法第13条第2項の規定により適合性判定の申請をしようとする者は、施行規則第7条第1項に基づき、申請書の正本及び副本各1通に必要な図書を添えて知事に提出するものとする。
- 4 法第13条第3項の規定により変更後の省エネ計画について適合性判定の申請をしようとする者は、施行規則第7条第1項に基づき、申請書の正本及び副本各1通に必要な図書を添えて知事に提出するものとする。
- 5 施行規則第1条第1項の表（い）項に規定する用途別床面積表については、省エネ性能の評価に必要な室毎の床面積、及び第20条に規定する床面積を記載すること。

（軽微な変更）

第4条 施行規則第3条、第13条若しくは第26条、又は都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第44条に規定する適合性判定における軽微な変更の範囲は、次の各号に定めるところによる。

一 省エネ性能の評価に影響しない記載事項等の変更

二 省エネ性能が向上する変更

三 省エネ性能の評価に建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第1号イ若しくはロ、又は第10条第1号ロ(1)若しくは(2)に基づく計算方法を用いた場合において、変更前の設計一次エネルギー消費量が基準一次エネルギー消費量又は誘導基準一次エネルギー消費量に比べ1割以上下回るもので、変更後の設計一次エネルギー消費量の増加が1割以内に収まるものとして軽微な変更説明書（様式1）に記載された内容に該当する範囲の変更

四 前3号又は省エネ計画の根本的な変更を除き、省エネ性能の再評価によって省エネ基準の適合が明らかな変更

- 2 施行規則第11条若しくは第29条、又は都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第46条の2の規定に基づき、軽微な変更該当していることを証する書面の交付の申請をしようとする者は、軽微変更該当証明申請書（様式2）の正本1通及び副本1通に、それぞれ施行規則第1条第1項に規定する図書及び当該計画の変更に係る直前の適合性判定に要した書類（変更に係る部分に限る。）を添えて知事に提出するものとする。
- 3 知事は、第2項の申請について、施行規則第11条の規定に基づく申請の時は省エネ基準に、施行規則第29条の規定に基づく申請の時は誘導基準に、又は都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第46条の2の規定に基づく申請の時は都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54項第1項第1号から第3号までに規定する基準にそれぞれ適合する場合は、軽微変更該当証明書（様式3）により申請者に通知するものとする。
- 4 知事は、第2項の申請内容が第3項の基準に適合しない場合は、該当しない旨の通知書（様式4）により申請者に通知するものとする。

(工事監理報告)

第5条 基準省令第1条第1項第1号イ又はロ等の規定ごとに適合性判定の評価項目が異なるため、工事監理者は評価項目に応じた工事監理が行われたことが確認できる報告書を、建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第1項又は第18条第16項の規定による完了検査の際に提出するものとする。

2 前条の軽微な変更を行った場合は、上記に加え、軽微な変更説明書（様式1）に必要な事項を記入して提出するものとする。

第三章 届出

(届出)

第6条 法第19条第1項の規定により届出をしようとする者は、施行規則第12条に基づき、届出書の正本及び副本各1通に必要な図書を添えて知事に提出するものとする。

2 施行規則第12条第1項に規定する他所管行政庁が必要と認める図書として、省エネ性能の評価に必要な室毎の床面積、及び第20条に規定する計算対象の除外となる床面積を記載した図書を提出すること。

(指示の基準)

第7条 法第16条第1項、第19条第2項又は附則第3条第3項の建築主へ指示を行う基準は、次の各号に定めるところによる。

- 一 基準省令第1条第1項又は第1条第2項の国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法による評価結果が基準を超えているもの
- 二 基準省令第1条第1項第1号イ若しくはロ、同項第2号ロ(1)若しくは(2)、又は同項第3号ロ(1)による評価において、設計一次エネルギー消費量が基準一次エネルギー消費量に比べ1割を超えて上回るもの
- 三 基準省令第1条第1項第2号イ(1)による評価において、外皮平均熱貫流率が1.54を、又は冷房期の平均日射熱取得量率が3.8を超えるもの。
- 四 基準省令第1条第1項第2号イ(3)又は第1条第1項第2号ロ(3)による評価において、基準に適合しないもの

第四章 認定

(認定申請)

第8条 法第34条第1項（法第34条第3項の規定による他の建築物の記載がある場合、及び法第36条第2項の規定により準用する場合を含む。）の規定により認定の申請をしようとする

する者は、施行規則第23条第1項（法第36条第1項の規定による場合は施行規則第27条）に基づき、申請書の正本及び副本各1通に必要な図書を添えて知事に提出するものとする。

- 2 法第35条第2項の規定による申出（法第36条第2項の規定により準用する場合を含む。）をしようとする者は、前項に定める申請書及び図書のほか、建築基準法第6条第1項に規定する確認の申請書の正本1通及び副本1通を併せて知事に提出するものとする。
- 3 法第41条第1項の規定により認定の申請をしようとする者は、施行規則第30条第1項に基づき、申請書の正本及び副本各1通に必要な図書を添えて知事に提出するものとする。
- 4 施行規則第1条第1項の表（い）項及び施行規則第23条第1項の表（い）項に規定する用途別床面積表については、省エネ性能の評価に必要な室毎の床面積、及び第20条に規定する計算対象の除外となる床面積を記載すること。

（審査機関の技術的審査）

- 第9条 法第34条第1項（法第34条第3項の規定による他の建築物の記載がある場合、及び法第36条第2項の規定により準用する場合を含む。）の規定により認定の申請をしようとする者は、当該申請を行う前に、建築物エネルギー消費性能向上計画が、誘導基準に適合していることについて、審査機関による技術的審査を受けることができる。
- 2 法第41条第1項の規定による認定の申請をしようとする者は、当該申請を行う前に、当該申請に係る建築物が認定基準に適合していることについて、審査機関による技術的審査を受けることができる。
 - 3 申請者は、第1項又は第2項の技術的審査を受けた場合、審査機関が発行する誘導基準又は認定基準に適合していることを証する書類（以下「適合証」という。）の写しを申請書に添付することができる。
 - 4 前項に定める適合証は、次の各号に掲げる審査内容に応じ、それぞれ当該各号に掲げる機関が発行したものであること。
 - 一 非住宅建築物、又は複合建築物における非住宅部分の技術的審査 登録建築物エネルギー消費性能判定機関
 - 二 住宅のみの用途に供する建築物、又は複合建築物における住宅部分の技術的審査 登録住宅性能評価機関
 - 5 第3項の規定により添付する適合証は、当該申請に係る認定基準又は誘導基準の全てについて、適合していることを証したものでなければならない。

（認定申請に必要な図書）

- 第10条 施行規則第23条第1項及び施行規則第30条第1項の他所管行政庁が必要と認める図書は別表「認定申請に必要な図書」（ア）欄の区分に応じ、それぞれ同表（イ）欄に定めるものとする。

(認定申請の取下げ)

第11条 法第34条第1項（法第34条第3項の規定による他の建築物の記載がある場合、及び法第36条第2項の規定により準用する場合を含む。）又は法第41条第1項の規定による認定の申請を取り下げようとする者は、認定申請取下届（様式5）の正本1通及び副本1通を知事に提出するものとする。

2 前項の場合において、認定申請書の正本及びその添付図書は返却しないものとする。

(認定を受けた建築物の建築等の取りやめ)

第12条 認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等を取りやめようとする者は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の建築を取りやめる旨の申出書（様式6）の正本1通及び副本1通に、認定通知書及び認定申請書の副本並びにその添付書類を添えて知事に提出するものとする。

(認定しない旨の通知)

第13条 知事は、法第34条第1項（法第34条第3項の規定による他の建築物の記載がある場合、及び法第36条第2項の規定により準用する場合を含む。）又は法第41条第1項の規定による認定の申請内容が、当該申請に係る認定基準又は誘導基準に適合しない場合は、認定しない旨の通知書（様式7）により申請者に通知するものとする。

(認定審査の委託)

第14条 知事は、法第34条第1項（法第34条第3項の規定による他の建築物の記載がある場合、及び法第36条第2項の規定により準用する場合を含む。）又は法第41条第1項の規定による認定の申請があった場合は、第9条第1項又は第2項の規定により技術的審査を受けた場合を除き、認定に係る審査の一部を、審査機関に委託することができる。

(知事以外の者の指示による認定申請書等の補正)

第15条 前条の規定により、知事が審査を委託した場合において、当該委託をした後に、申請書又はその添付図書に関して補正を要する事項が明らかとなった場合は、知事は当該事項の補正を、委託を受けた者の指示により行わせることができる。

(認定を受けた建築物の状況報告)

第16条 認定建築主（法第36条に規定）は、申請に係る建築物の建築の工事を完了したときは、原則として認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書（様式8-1）に建築士による工事監理報告書等の必要図書を添えて、これによりがたい場合は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物

の建築工事が完了した旨の報告書（様式8-2）に建築工事の施工者による建築物の建築工事を完了した旨の報告書（様式8-3）等の必要書類を添えて、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従って工事が行われた旨を知事に報告しなければならない。

2 法第37条により知事から報告を求められた認定建築主は、認定建築物状況報告書（様式9）を提出しなければならない。

（改善命令）

第17条 法第38条の改善命令は、知事が必要と認めるときに、改善に関する命令書（様式10）により行うこととする。

（認定の取消し）

第18条 法第39条の規定による認定の取消しは、知事が必要と認めるときに、認定取消通知書（様式11）により行うこととする。

第五章 雑則

（既存建築物の省エネ性能評価）

第19条 既存建築物の省エネ性能の評価において、平成28年3月31日以前の既存部分の評価結果の値を省エネ基準の1.2倍の値として簡略化を行ってよいものとする。

2 既存建築物の省エネ性能の評価において、平成28年4月1日以降の既存部分の評価結果の値を省エネ基準の1.1倍の値として簡略化を行ってよいものとする。

（手数料における床面積算定）

第20条 福岡県建築都市関係手数料条例（平成12年福岡県条例第39号）第2条別表の第7項金額欄第3号、第80の2項、第80の3項、第80の4項、第81項、第82項、第83項又は第84項における非住宅部分の床面積（四においては住宅の共用部分）の算定について、次の各号に該当する部分は除外する。

- 一 前条の規定等の簡略化を行った部分
- 二 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項（平成28年国土交通省告示第265号）別表第2の工場等の倉庫並びに屋外駐車場又は駐輪場の室用途として計算を行った部分
- 三 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項別表第2の室用途の区分に類似の室用途が存在しない部分
- 四 基準省令第4条第3項2を採用する場合の共用部分
- 五 法第12条第1項又は第13条第2項の規定により適合性判定の申請を行う建築物で、法第35条第1項の認定を受けたものの部分（法第35条第8項の規定の適用を受けたものを除

く。)

(国土交通省の定める簡易な計算法)

第21条 福岡県建築都市関係手数料条例第2条別表第80の2項、第80の3項、第81項、第83項又は第84項における「国土交通省の定める簡易な計算法を用いたとき」とは、計算過程において、次の各号の計算方法のみを使用した場合とする。

- 一 非住宅部分の評価において、基準省令第1条第1項第1号ロ、若しくは第10条第1号イ(2)、及び第10条第1号ロ(2)の基準に基づく計算法を使用したとき
- 二 住宅部分の評価において、基準省令第1条第1項第2号イ(2)(i)若しくは(ii)、又は同項第2号イ(3)の基準に基づく計算法を使用し、かつ第1条第1項第2号ロ(2)若しくは(3)の基準に基づく計算法を使用したとき

(その他)

第22条 前条までの規定により難しい場合は、別途知事が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

- 2 福岡県建築物エネルギー消費性能認定等に関する実施要綱は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年1月29日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

別表（認定申請に必要な図書：第10条関係）

	(ア)	(イ)
(1)	第9条第1項の規定により審査機関の審査を受けた場合	第9条第3項に定める適合証の写し等 (注1)
(2)	第9条第2項の規定により審査機関の審査を受けた場合	第9条第3項に定める適合証の写し等 (注2)
(3)	法第35条第3項の通知（法第36条第2項の規定により準用する場合を含む。）があった場合において、当該申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築基準法第6条の3第1項の構造計算適合性判定の対象となる建築物に係る計画である場合	・ 指定構造計算適合性判定機関が発行する適合判定通知書の写し ・ 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第3条の7第1項第1号ロ(1)及び(2)に定める図書及び書類 (注3)
(4)	その他	認定の審査において必要と認める書類

(注1) 以下のいずれかの書類とする。

- ・ 審査機関が発行する誘導基準に適合していることを証する技術的審査適合証の写し
- ・ 住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に基づく断熱等性能等級5及び一次エネルギー消費量等級6に適合している場合に限る。）の写し（なお、令和4年9月30日以前に存在する建築物の住宅部分については、日本住宅性能表示基準に基づく一次エネルギー消費量等級4以上の性能に適合していることとする。）

(注2) 以下のいずれかの書類とする。

- ・ 審査機関が発行する認定基準に適合していることを証する技術的審査適合証の写し
- ・ 法第12条第6項に規定する適合判定通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証の写し
- ・ 施行規則第25条第2項の通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証の写し
- ・ 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項に基づく認定に係る都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第43条第2項の通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証の写し
- ・ 住宅品質確保法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級4又は等級5及び一次エネルギー消費量等級4、等級5又は等級6に適合している場合に限る。）の写し（なお、平成28年3月31日以前に存在する建築物の住宅部分については、改正後の日本住宅性能表示基準に基づく一次エネルギー消費量等級4以上の性能に適合していることとする。）

ギ一消費量等級3以上の性能に適合していることとする。)

(注3) 知事が法第34条(法第36条第2項により準用する場合を含む。)の規定による認定をするまでの間に提出。